

「収容定員」及び「授業料」「入学金」に  
相応する学則(該当年度分)

# 札幌医療リハビリ専門学校学則（新）

## 第1章 総 則

（目 的）

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の建学の精神及び教育理念の観点から活力に満ちた医療界の需要に応えるために、分野の専門家を育成する専門課程を設置し、地域医療の発展に寄与しうる有能な人材の育成をはかることを目的とする。

（名 称）

第2条 本校は、札幌医療リハビリ専門学校という。

（位 置）

第3条 本校の位置を札幌市北区北6条西1丁目3-1に置く。

（学校評価）

第4条 本校は、教育水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行う。

- 2 本校は、第1項の自己評価の結果について、本校の教職員以外の者による評価（学校関係者評価）を行う。
- 3 第1項及び第2項の学校評価に必要な事項は、別に定める。

## 第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

（課程、学科、修業年限及び定員）

第5条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は、別表第1のとおりとする。

- 2 本校に学籍を有することのできる在学年数は、原則として修業年限の2倍までとする。ただし、第24条（5）に該当するものを除く。

（学年、学期の終始期）

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

- 2 本校の学期は原則として次のとおりとし、行事日程をもって示す。
  - (1) 前期 4月1日から9月30日まで
  - (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
  - (3) 夏季休業日
  - (4) 冬季休業日
  - (5) 春季休業日
  - (6) 創立者記念日
- 2 教育上特に必要があるときは、休業日に授業を行うことがある。この場合、授業日を休業日に振り替えるものとする。
- 3 震災・火災・疫病等その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

### 第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程、授業時数及び卒業までに履修させる授業時数は、別表第2のとおりとする。

2 別表第2に定める授業時数の1単位時間は、45分とする。

(他の大学及び専修学校において履修した授業科目の履修の免除)

第9条 他の大学及び専修学校等において履修した授業科目については、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭41.3.30 文・厚令3）別表第1備考欄二に該当する科目について履修を免除することができる。ただし、専門課程の修了に必要な総授業時数の1/2を超えることはできない。

2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(授業時数の単位数への換算)

第10条 本校専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、次の各号による。

- (1) 講義については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前号のうち、臨床実習については、45時間をもって1単位とする。

(成績評価等)

第11条 本校における授業科目の成績評価は、次の各号により行う。

(1) 科目修了試験

ア 授業科目を履修した学生に対して当該授業科目の終了試験を実施する。

イ 上記の試験は、その授業科目の総授業時間数の2/3以上出席している者に対して実施する。

ウ 科目修了試験の評価は次のとおりとする。

80%以上 A

70%以上 80%未満 B

60%以上 70%未満 C

60%未満 D

エ やむを得ない理由により科目修了試験を受験できなかった者に対しては、1回に限り追試験を実施することができる。

オ やむを得ない理由により見学実習、臨床実習を受けることができなかった者に対しては、受入れ施設・時期の可能な場合において追実習を実施できる。

カ 科目修了試験がDの者に対しては、再試験を実施することができる。再試験の評価は、C又はDとする。

(2) 授業科目の成績評価

ア 授業科目（臨床実習を除く。）の成績は、科目修了試験の評価により確認した教育目標の達成度に、学習態度及び修学状況を加味して総合的に評価するものとする。

イ 臨床実習の成績評価は、実習施設の臨床実習指導者の評定、学内報告会及び課題の成績に基づき学科長等会議で評価する。

ウ 授業科目の評価は次のとおりとする。この際、「可」以上を合格とし単位を認定する。

80%以上 優

70%以上 80%未満 良

60%以上 70%未満 可

60%未満 不可

エ 授業科目の成績評価及び単位の認定は、進級認定会議において決定する。

(始業及び終業時刻)

第12条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、校長が教育上必要と認めた場合は、始業及び終業時刻を変更することがある。

分野	課程	学科	昼夜の別	始業時刻	終業時刻	曜日
医療	専門課程	理学療法学科 作業療法学科	昼間	09:00	17:50	月～金
		理学療法学科	夜間	18:00	21:10	月～金

- 2 授業時限は、2単位時間（90分）をもって1時限とし、時限間の休憩時間は10分とする。

（教職員組織）

第13条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1人  
(2) 教員

分野	課程	専任教員	兼任教員	計
医療	専門課程	18人以上	13人以上	31人以上

- (3) 事務職員 7人以上  
(4) 学校医 1人  
(5) 司書又は司書補 1人

- 2 本校の教職員組織及び校務分掌については別に定める。

## 第4章 入学、休学、退学及び卒業

（入学資格）

第14条 本校に入学できる者は学校教育法第90条第1項に規定する者で次の各号に該当する者とする。

- 2 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 3 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 4 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年度文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- なお、平成16年度以前において大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者を含む。
- 7 修業年限が3年の専修学校高等課程を修了した者
- 8 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校が、専門学校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

9 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学時期)

第15条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学手続、許可)

第16条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記入し、入学選考料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

2 前項の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学許可者を決定する。

3 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から15日以内に入学金等の納付金を添えて入学手続きをとらなければならない。入学許可の日から15日以内に入学手続きをとらない者は入学許可を取り消す場合がある。

4 入学試験の実施に必要な事項は、別に定める。

(転学等)

第17条 本校において、転学等とは、「転学(転入学、転出学)」、「転科(転部)」、「編入学」及び「再入学」をいう。

2 転学等は、本校教育課程において修学が可能と認められ、かつ、定員を超えない範囲において認めるものとする。

3 転学等の実施に必要な事項は、別に定める。

(休学)

第18条 次の理由により引き続き2月以上修学することができない者は、その理由を明らかにし、保護者連署の上、休学を願い出るものとする。

(1) 本人の病気やケガによるもの

(2) 経済的事情によるもの

(3) 家庭の事情によるもの

(4) 学校の認める旅行、研修によるもの

(5) その他、学習指導上、学校が特に認めるもの

2 上記の理由により修学することが適当でないと認められる者で、本人の休学願いの届け出がない場合、校長は該当学生に休学を命ずることができる。

(休学期間)

第19条 休学の期間は、原則として1年以内とする。

2 休学期間は、第5条第2項の在学年数に含めるものとする。

(休学期間中の取扱い)

第20条 休学期間中は、授業及び試験は受けられない。

2 休学期間中に住所等が変更になった場合は、所定の届け出を行わなければならない。

(休学期間の在籍料)

第 21 条 休学する場合は、在籍料としてその休学期間に応ずる授業料の半額を納入するものとする。

2 前項の在籍料は、特別の事情がある場合は、全額又は一部を減免することがある。

(復学)

第 22 条 休学を許可された学生は、休学理由が消滅した場合、復学願を提出して復学の許可を受けることができる。

2 前項の復学は校長が許可する。

3 復学の時期は、原則として学期又は学年の始期とする。

4 復学した者は、休学期間の学期又は学年を再度履修しなければならない。ただし、2/3 以上出席した学期又は学年はこの限りではない。

(退学・除籍)

第 23 条 次の各号に該当する場合は退学とする。

(1) 退学願を申し出て退学を認められた場合

(2) 単位未取得で、通算して在籍年限と定められた年数を超える場合

(3) 懲戒により退学を命ぜられた場合

2 次の各号に該当する場合は除籍とする。

(1) 督促にもかかわらず、理由無く学納金の納入が履行されない場合

(2) 理由無く 6 箇月以上不登校の場合

(3) 1 年以上連絡が取れない場合

(進級、卒業の認定等)

第 24 条 本校の進級、卒業の認定に関しては、次の各号により行う。

(1) 校長は、学納金を納入し、各学年所定の単位を取得した者で医療人としての資質を有する者を、進級認定会議の議を経て上位の学年への進級を認めるものとする。

(2) 前号において、進級が認められず留年した者は、当該学年の未取得科目の単位を取得し、かつ学科所定科目の再受講及び補備講習等を受講した後、進級の認定を受けるものとする。

(3) 校長は、学納金を納入し、全ての学年の所定の単位を取得しかつ卒業試験に合格した者で医療人としての資質を有する者を、卒業認定会議の議を経て課程の修了、卒業を認めるものとする。

(4) 前号において、卒業が認められず留年した者は、当該学年の未取得科目の単位を取得し、かつ学科所定科目の再受講及び補備講習等を受講して、卒業試験に合格した後、卒業の認定を受けるものとする。

(5) 全ての学年の所定の単位を取得した者で、卒業試験に合格していない者は、3 年間

に限り卒業を延期する。

(6) 前号において、卒業延期となった者は、学科所定科目の再受講及び補備講習等を受講し、卒業試験に合格した後、卒業の認定を受けるものとする。

(7) 進級、卒業の認定に必要な事項は別に定める。

(8) 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第25条 前条により、次の分野、学科を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

医療専門課程	理学療法学科（昼間部）
	理学療法学科（夜間部）
	作業療法学科（昼間部）

## 第5章 賞 罰

(表 彰)

第26条 成績優秀、善行等により他の模範となる者は、選考によりこれを褒賞する。

2 表彰の実施に必要な事項は別に定める。

(懲 戒)

第27条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認めた場合は、学生に懲戒を加えることがある。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 訓告又は停学は、学校の秩序を乱し本校学生としての本分に反した者に対して行う。

4 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくして授業への出席が常でない者

5 処分の程度は、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮のうえ決定するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 他の学生及び社会に与える影響
- (4) 過去の非違行為の有無
- (5) 日頃の学習態度や非違行為後の対応

6 懲戒の実施に必要な事項は別に定める。

## 第6章 入学選考料及び学生納付金等

(入学選考料)

第28条 入学選考料は20,000円とする。

(学生納付金等)

第29条 本校の学生納付金(以下「学納金」という。)は、別表第3のとおりとする。

- 2 学納金の納入方法は、入学手続時、前期及び後期納入を原則とする。細部については、学生募集要項をもって示す。なお、納付済の入学金、授業料その他の納付金は原則としてこれを返還しない。
- 3 前項の規定に係わらず、第16条第3項の入学手続きを完了した者で、3月31日までに入学辞退の意思表示をした者については、入学金を除き納付済の授業料その他の学納金、諸経費、後援会費は原則としてこれを返還する。
- 4 第22条により復学した者は、再履修する学期又は学年に相当する学納金を全額納入しなければならない。
- 5 第24条により進級、卒業を認められなかった者の学納金は次による。
  - (1) 進級、卒業が認められず留年と判定された学生は、その再履修科目の履修時間に相当する学納金を納入しなければならない。
  - (2) 前号のうち、卒業延期と判定された学生は、いかなる学納金も負担を要しない。
- 6 学納金以外の経費については、学生募集要項、入学のしおりをもって示す。
- 7 学納金、在籍料の納入及び督促に関する細部事項については別に定める。

## 第7章 その他

(学校保健及び安全)

- 第30条 学生の健康状態を把握して、健康の保持増進を指導し、教育に活かすため毎年4月上旬から6月中旬に定期健康診断を実施する。
- 2 前項の定期健康診断の結果と合わせて、日常の健康観察や保健調査を実施し、学生の健康状態を総合的に判断し、必要に応じて臨時の健康診断を実施する。
  - 3 本校学生及び教職員の保健、健康管理に必要な事項は別に定める。

(図書室)

- 第31条 本校に図書室を置く。
- 2 図書室には、学生及び教職員閲覧に供する図書、文献及び研究資料を収集し管理する。
  - 3 図書室には司書又は司書補を置く。
  - 4 図書の管理及び図書室の管理運営に必要な事項は別に定める。

(委任規程)

第 32 条 校長は、学生の入学、進級、卒業など学校運営上の重要事項については教職員をもって構成する会議等に諮って実施するものとする。

2 この学則の施行に必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(設置認可)

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(学外における授業科目の履修等及び科目等履修生)

附 則

この学則は、平成 13 年 3 月 10 日から施行する。

(専門士授与条項挿入)

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 19 条は、平成 14 年 3 月 12 日から適用する。

(専門士関係変更及び附帯教育条項挿入)

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日に入学する者から適用する。

(学科変更)

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日に入学する者から適用する。

ただし、第 19 条は平成 15 年 3 月 12 日から適用する。

(専門士関係変更)

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日に入学する者から適用する。

(学科変更)

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日に入学する者から適用する。

(目的変更)

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日に入学する者から適用する。

(学科廃止)

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日に入学する者から適用する。

ただし、第 18 条は、平成 19 年 2 月 1 日から適用する。

(学科廃止、専門士関係変更)

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日に入学する者から適用する。

(目的変更)

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日に入学する者から適用する。

(付帯教育学科変更)

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日に入学する者から適用する。

(教育社会分野廃止、目的変更)

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日に入学する者から適用する。

(学科コース名変更)

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日に入学する者から適用する。

(授業時数、成績評価等、進級・卒業の認定要領変更)

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(校名変更に限る。)

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日に入学する者から適用する。

(休学者取り扱い要領変更、進級・卒業の認定要領変更、納付金に限る。)

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日に入学する者から適用する。

(修業年限、学年、学期の終始期、休業日、履修免除)

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(工業分野廃止)

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日に入学する者から適用する。

ただし、別表第 2-1-1 については、平成 24 年 4 月 1 日入学したものから適用する。

(カリキュラムの変更、科目履修廃止、休学・復学手続き、健康診断期間、学生諸経費)  
附 則

この学則は、平成26年4月1日に入学する者から適用する。

(カリキュラムの変更、退学、卒業延期)

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第29条の学生納付金等については、平成27年4月1日に入学した者から適用する。

(章名等変更、転学等、退学・除籍、学生納付金等)

附 則

この学則は、令和2年4月1日に入学する者から適用する。

(修業年限及び定員、カリキュラム、学生納付金等)

附 則

この学則は、令和3年4月1日に入学するものから適用する。

(定員)

附 則

この学則は、令和7年4月1日に入学するものから適用する。

(学科の廃止、定員)

## 課程、学科、修業年限及び定員

分野	課程	学 科	昼夜 の別	修業 年限	入学定員	総定員	学級数
医 療	専 門 課 程	理学療法学科	昼間	3	40	120	3
		作業療法学科			25	75	3
		計			65	195	6
		理学療法学科	夜間	4	—	20	1
		計			—	20	1
合 計					65	215	7

※理学療法学科夜間部は令和4年4月募集停止中。

## 教育課程及び授業時数

		理学療法学科（昼間）					
科目区分	授業科目	規定 単位	授業時間合計		第1学年	第2学年	第3学年
			単位	授業時間			
基礎	科学的思考の基盤、人間と生活 社会の理解	14	心理学	2	30	30	
			物理学	2	30	30	
			社会福祉学	2	30	30	
			生物学	2	30	30	
			情報科学	2	30	30	
			英語	2	30	30	
			保健体育	2	30	30	
小計		14	14	210	210		
専門 基礎	人体の構造機能及び心身の発達	12	解剖学	4	60	60	
			機能解剖学演習Ⅰ	1	30	30	
			機能解剖学演習Ⅱ	2	60	60	
			生理学	4	60	60	
			生理学演習	2	60	60	
			人間発達学	2	30	30	
			運動学	2	30	30	
			運動学演習	2	60	60	
			疾病と障害の成立及び回復過程の促進	14	一般臨床医学（医学概論）	2	30
	病理学概論	2			30	30	
	内科学	2			30	30	
	神経内科学	2			30	30	
	整形外科学	2			30	30	
	精神医学	2			30		30
	臨床心理学	2			30	30	
	小児科学	2			30	30	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	リハビリテーション医学概論	2	30	30	
			理学療法概論Ⅰ	2	30	30	
	小計		30	41	720	660	60
専門	基礎理学療法学	6	理学療法概論Ⅱ	2	30	30	
			臨床運動学	4	60		60
	理学療法管理学	2	2	30		30	
	理学療法評価学	6	理学療法評価学	2	30		30
			理学療法評価学演習Ⅰ	2	60		60
			理学療法評価学演習Ⅱ	2	60		60
	理学療法治療学	20	運動療法学	2	30		30
			運動療法学演習	2	60		60
			日常生活活動学	2	30		30
			日常生活活動学演習	2	60		60
			義肢装具学	2	30		30
			義肢装具学演習	1	30		30
			物理療法学	2	30		30
			物理療法学演習	2	60		60
			筋骨格系理学療法学	2	30		30
			筋骨格系理学療法学演習	1	30		30
			中枢神経障害系理学療法学	2	30		30
			中枢神経障害系理学療法学演習	1	30		30
			内部障害系理学療法学	2	30		30
			内部障害系理学療法学演習	1	30		30
			発達障害系理学療法学	2	30		30
			神経筋障害系理学療法学	2	30		30
			理学療法技術論	2	30		30
			理学療法技術論演習	2	60		60
			理学療法研究法演習Ⅰ	1	30		30
			理学療法研究法演習Ⅱ	1	30		30
	医療面接演習	2	60		60		
	臨床理学療法Ⅰ（症例研究）	2	60		60		
	臨床理学療法Ⅱ（応用臨床）	2	60		60		
	臨床理学療法Ⅲ（統合臨床）	2	60		60		
	地域理学療法学	3	地域理学療法学	2	30		30
			地域理学療法学演習	1	30		30
	臨床実習	20	見学実習	1	45	45	
評価実習			3	135		135	
総合臨床実習Ⅰ			8	360		360	
総合臨床実習Ⅱ			8	360		360	
小計		57	79	2,190	75	1,275	840
合計	必修科目授業単位数	101	134		54	60	20
	総授業時数		3,120		945	1,335	840

## 教育課程及び授業時数

作業療法学科（昼間）							
科目区分	授業科目	規定 単位	授業時間合計		第1学年	第2学年	第3学年
			単位	授業時間			
基礎	科学的思考の基盤、人間と生活 社会の理解	14	心理学	2	30	30	
			物理学	2	30	30	
			社会福祉学	2	30	30	
			生物学	2	30	30	
			情報科学	2	30	30	
			英語	2	30	30	
			人間関係論	2	30	30	
小計		14	14	210	210		
専門 基礎	人体の構造機能及び心身の発達	12	解剖学	2	30	30	
			解剖学演習	2	60	60	
			人体機能演習Ⅰ	1	30	30	
			人体機能演習Ⅱ	1	30	30	
			生理学	2	30	30	
			生理学演習	2	60	60	
			人間発達学	2	30	30	
			運動学	2	30	30	
			運動学演習	2	60	60	
			疾病と障害の成立及び回復過程の促進	14	一般臨床医学(医学概論)	2	30
	病理学概論	2			30	30	
	内科学	2			30	30	
	神経内科学	2			30	30	
	整形外科	2			30	30	
	精神医学	4			60	60	
	臨床心理学	2			30	30	
	小児科学	2			30	30	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	リハビリテーション医学概論Ⅰ	2	30	30	
			リハビリテーション医学概論Ⅱ	2	30	30	
	小計		30	40	720	720	
基礎作業療法学	基礎作業療法学	5	作業療法概論	2	30	30	
			作業療法基礎技能演習	1	30	30	
			基礎作業療法学	2	30	30	
			基礎作業療法学演習	2	60	60	60
	作業療法管理学	2	作業療法管理学	2	30	30	
			基礎作業療法評価学	2	30	30	
	作業療法評価学	5	基礎作業療法評価学演習Ⅰ	2	60	60	60
			基礎作業療法評価学演習Ⅱ	1	30	30	
			疾患別作業療法評価学	2	30	30	
			疾患別作業療法評価学演習Ⅰ	1	30	30	30
			疾患別作業療法評価学演習Ⅱ	2	60	60	60
			日常生活活動学	2	30	30	
	作業療法治療学	19	日常生活活動学演習	2	60	60	60
			義肢装具学	2	30	30	
			義肢装具学演習	1	30	30	
			身体機能作業療法治療学	2	30	30	
			身体機能作業療法治療学演習Ⅰ	2	60	60	
			身体機能作業療法治療学演習Ⅱ	3	90	90	
			精神障害作業療法治療学	2	30	30	
			精神障害作業療法治療学演習	2	60	60	
			発達障害作業療法治療学	1	15	15	
			発達障害作業療法治療学演習	2	60	60	
			老年期障害作業療法治療学	2	30	30	
			老年期障害作業療法治療学演習	2	60	60	
			作業療法研究	1	15	15	
			作業療法研究演習	1	30		30
			臨床作業療法学	4	60		60
	地域作業療法学	4	地域作業療法学	2	30	30	
			地域作業療法学演習Ⅰ	2	60	60	
			地域作業療法学演習Ⅱ	1	30	30	
	臨床実習	22	見学実習	1	45	45	
			地域体験実習	1	45	45	
			評価実習	3	135	135	
総合臨床実習Ⅰ			9	405		405	
総合臨床実習Ⅱ			9	405		405	
小計		57	78	2,265	195	1,170	900
合計	必修科目授業単位数	101	132		64	45	23
	総授業時数		3,195		1,125	1,170	900

## 教育課程及び授業時数

理学療法学科（夜間）

科目区分		授業科目	規定 単位	授業時間合計		第1学年	第2学 年	第3学 年	第4学 年	
				単位	授業時間					
基礎	科学的思考の基盤、人間と生活社会の理解	心理学	14	2	30	30				
		物理学		2	30	30				
		社会福祉学		2	30	30				
		生物学		2	30	30				
		情報科学		2	30	30				
		英語		2	30	30				
		保健体育		2	30	30				
小計			14	14	210	210				
専門基礎	人体の構造機能及び心身の発達	解剖学	12	2	30	30				
		機能解剖学演習Ⅰ		1	30	30				
		機能解剖学演習Ⅱ		2	60	60				
		生理学		2	30	30				
		生理学演習		1	30	30				
		人間発達学		2	30	30				
		運動学		2	30	30				
		運動学演習		2	60	60				
	疾病と障害の成立及び回復過程の促進	一般臨床医学(医学概論)	14	2	30	30				
		病理学概論		2	30		30			
		内科学		2	30		30			
		神経内科学		2	30		30			
		整形外科学		2	30		30			
		精神医学		2	30		30			
		臨床心理学		2	30	30				
		小児科学		2	30	30				
		画像診断学		2	30		30			
		基礎理学療法学演習		2	60				60	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション医学概論	4	2	30	30				
		理学療法概論Ⅰ		2	30	30				
小計			30	38	690	450	180	60		
専門	基礎理学療法学	理学療法概論Ⅱ	6	2	30	30				
		臨床運動学		4	60		60			
		臨床運動学演習		2	60		60			
	理学療法管理学	理学療法管理学	2	2	30			30		
	理学療法評価学	理学療法評価学	6	2	30	30				
		理学療法評価学演習Ⅰ		2	60		60			
		理学療法評価学演習Ⅱ		2	60		60			
		理学療法評価学演習Ⅲ		2	60			60		
	理学療法治療学	運動療法学	20	2	30		30			
		運動療法学演習		2	60			60		
		日常生活活動学		2	30			30		
		日常生活活動学演習		2	60			60		
		義肢装具学		2	30			30		
		義肢装具学演習		1	30			30		
		物理療法学		2	30		30			
		物理療法学演習		1	30		30			
		筋骨格系理学療法学		2	30		30			
		筋骨格系理学療法学演習		1	30			30		
		中枢神経障害系理学療法学		2	30		30			
		中枢神経障害系理学療法学演習		1	30			30		
		内部障害系理学療法学		2	30		30			
		内部障害系理学療法学演習		1	30			30		
		発達障害系理学療法学		2	30			30		
		神経筋障害系理学療法学		2	30			30		
		理学療法技術論		2	30		30			
		理学療法技術論演習		2	60			60		
		病態理学療法学演習		1	30			30		
		理学療法研究法演習		1	30			30		
	臨床理学療法学演習Ⅰ(症例勉強)	2	60				60			
	臨床理学療法学演習Ⅱ(視覚臨床)	2	60				60			
	臨床理学療法学演習Ⅲ(視覚臨床)	2	60				60			
	地域理学療法学	地域理学療法学	3	2	30		30			
		地域理学療法学演習		1	30			30		
	臨床実習	見学実習	20	1	45	45				
		評価実習		3	135			135		
		総合臨床実習Ⅰ		8	360				360	
		総合臨床実習Ⅱ		8	360				360	
小計			57	80	2,220	75	510	735	900	
合計	必修科目授業単位数		101		132		41	39	30	22
	総授業時数			3,120		735	690	795	900	

## 学 納 金

## 1 1年次学納金

1年次の学生納付金は、次のとおりとする。

年額 単位 円

分野	昼夜間	科 名	入学金	授業料	施設充実費	実験実習費	計
医療	昼間	理学療法学科	100,000	1,000,000	200,000	300,000	1,600,000
		作業療法学科					
	夜間	理学療法学科	100,000	700,000	200,000	300,000	1,300,000

## 2 昼間部学科2年次、3年次の学生納付金

1年次学納金から入学金を除いた額とする。

## 3 夜間部学科2年次、3年次、4年次の学生納付金

1年次学納金から入学金を除いた額とする。